

集団安全保障体制序説（三）

— ウッドロー・ウィルソンと『ニュー・リパブリック』の場合 —

進藤 栄一

目次

はじめに

第一章 アメリカ外交の文脈のなかで

第一節 孤立主義に対する態度のちがひ

第二節 両者の接近（以上第五卷第二号）

第三節 正戦にむかって（第六卷第二号）

第二章 集団安全保障体制を生みだしたもの

第一節 共通の心情（以上第七卷第二号）

第二節 共通の論理

第三節 共通の認識

第四節 共通の幻想

むすび

第一章 集団安全保障体制を生みだしたものを

前章で見たように、『ニュー・リパブリック』の編集者たちとウッドロー・ウィルソンとを結びつけていたものは、戦後の国際秩序に対する共通のヴィジョンであり、それは、後年、集団安全保障体制とよばれるにいたった新しい国際秩序維持の方式にはかならなかつた。両者は、孤立を放棄したあとのアメリカの安全と世界の平和を、集団安全保障体制に賭け、その樹立をめざしていたのである。

それではいったい、両者が戦後の国際秩序維持の方式としてもっていた共通のヴィジョン——集団安全保障体制——を、これらの意識のなかに生みだしていたものは、なんであつたのか。

この問題を解くまえに、ここでは、コトバの無用の混乱を防ぐために、集団安全保障体制 (Collective Security System) の意味を定義しておきたいと思う。

一般に、一国がとりうる安全保障政策には、大別して二種類の政策がある。ひとつは、孤立政策 (Isolationist Policy) とよびうるものである。それは、他国から防衛上の援助も受けず、また他国に防衛上の援助も与えない政策である。そしていまひとつは、協力政策 (Collaborationist Policy) とよぶことのできるものである。それは、他国からまさかの時に、援助を——通常それは相互的軍事的なものだが——うけることが、その国の防衛政策の根幹のひとつとなっている政策である。しかもこの協力政策は、次のふたつに分類することができる。⁽¹⁾

第一は、同盟政策 (Alliance Policy) ないし集団防衛政策 (Collective Defence Policy) の名でよぶことのできるものである。それは、一九二〇年に国際連盟ができるまで、孤立政策をとらなかつた国が、相互援助の名のもとにとっていた政策である。そしてこの同盟政策は、次のような特色をもつ。

第一に、外交上の用心のために条約のなかで明示されない場合もあるが、条約の当事国には周知の敵対国があることを

前提としている。第二にここでは、一般に同盟国は、自分たちが避けようとしている危険を、地理的に明示し、したがって、まさかのときに備えて軍備を整備したり戦略を考察したりする。

ところで、協力政策の第二は、いわゆる集団安全保障政策とよばれるものである。それは、国際連盟にその最初の例を見るものであり、自国に敵対的な国であろうと、友好的な国であろうと、侵略行為を犯した国に対しては、他のすべての国がたちむかうことを基本としている。ところで、この集団安全保障政策は、次のふたつのことを前提としている。すなわち、第一に、あらゆる侵略国は他のすべての国の敵であるということである。なぜなら、そこでは、国際社会の法と秩序を犯すことは、たとえ間接的であろうと、あらゆる国の安全と平和を害するものと考えられているから。そして第二にその結果、あらゆる国は、侵略の犠牲国を守ることに「国家的利益」をもっているということである。たとえ、そうすることによって、自国が、信賴しうる友好国と敵対するような場合でも、あるいは自国と敵対的な関係にある国と手を結ばなければならぬような場合でも。

しかし、同盟政策も、集団安全保障政策も、ともに、協同政策として、孤立政策とは区別される次のふたつの共通性をもっていることに注意したいと思う。第一は、相互防衛の義務を負う点であり、第二は、自国の防衛力を他国の力によって補完しようという点である。

以上が、一国のとりうる安全保障政策という観点から見た場合の、政策の分類であり、その定義である。それでは、こうした政策を、国際秩序維持の方式という視点から見るとどうなるだろうか。

まず、同盟政策の場合、それは、それが本来対抗的な性格をもっているために、ある国が同盟政策をとれば、その国と同盟政策を結んでいる国のあいだに、それに対抗的な新たな同盟関係が生まれやすい。そのために、同盟政策は、いわゆる同盟体制 (Alliance System) とよばれるものを、一般に生むのである。イニス・クロード・ジュニア (Inis Claude, Jr.) は、その体制のもっている、政治の力学に着目し、「勢力均衡システム (Balance of Power System)」あるいは、「システムと

しての勢力均衡」とそれをよんでいる。⁽³⁾ けだし、同盟体制は、秩序維持の原理として、いわゆる勢力均衡の原理によっているのであるから。

他方、集団安全保障政策の場合、それは、国際秩序維持の方式という視点から見ると、「集団安全保障体制 (Collective Security System)」とよぶうるものを生み出すことは、いうまでもない。⁽⁴⁾

ところで、すでにふれたように、集団安全保障体制は、歴史上、国際連盟のなかにはじめてその例を見るのだが、その国際連盟こそ、ウッドロー・ウィルソンと『ニュー・リパブリック』の編集者たちが、第一次世界大戦後の国際秩序維持の方式として、熱心に唱導していたものにほかならなかったのである。

それでは、それぞれ、政府レヴェルと民間レヴェルにあつて、集団安全保障体制の構築を熱心に唱導していた、ウィルソンと編集者たちの意識の底には、いったい、なにがあつたというのだろうか。いったいなにが、かれらの意識の底で、かれらに集団安全保障体制の構築を唱導させていたのか。

すでに、両者が、集団安全保障体制という共通のヴィジョンのもとに接近する過程を、アメリカ外交の文脈のなかでとらえたいま、集団安全保障体制を生み出した共通の価値観を、ふたたび、大統領と編集者たちに焦点をあてることによつてさぐりだしてみよう。

ウィルソンと『ニューリパブリック』の編集者たちが共有し、そして両者に集団安全保障体制を唱導させた、共通の価値観として、わたしたちは、次の四つの価値観を抽出したいと思う。

四つの価値観とは次のようなものである。すなわち、第一に、同盟政策と同盟体制に対していただいていた不信という、共通の心情、第二に、国際関係の原理として国際主義の原理をとるべきであるという共通の論理、そして第三に、政治の世界ではたすべき力の役割に対してもつにいたっていた共通の認識、そして最後に、両者が世論に対してもつていた共通の期待、がそれである。そこで、以下四節にわたつて、両者が共有していたこの四つの価値観を順次見ていくことにしよう。

う。

第一節 共通の心情

ウッドロー・ウィルソンが同盟政策と同盟体制とに対して、抜きがたい不信感をもっていたことに明らかである。その不信感を、ウィルソンは、一九一四年五月十六日、国民にむけて次のように語っている。

「われわれがもつれた同盟 (Entangling Alliance) から自由でありつつけなければならぬとワシントンがいったのは、東の間の、一時的な事情のためばかりではなかった。それは、どの国もまだアメリカと同じ方向を向いて歩いていないということを、かれが知っていたからであった。われわれは、われわれと違った道を行く人々と同盟を結ぶことはできない。われわれの力と尊厳にかけて、またわれわれ自身の目的への自信と明確さにかけて、われわれは、世界のどの国とも、同盟を結ぶ必要はないし、また結ぶべきではない。正しい者、みずからの政策を決定するのに良心を賭けている者、利益よりも名譽を重んじる者、そのような者は同盟を必要としないのである。」⁽¹⁾

ウィルソンは、同盟政策と同盟体制に対してこうした心情を、その後ももちつづけていた。そしてかれは、この同盟体制を否定したところに、新しい国際連盟の時代が始まるのだと、一九一九年九月二〇日にこう力説している。

「ご存知のように、そしてよくいわれているように、ワシントンはわたしどもにも、もつれた同盟に入るなと忠告したのである。……。われわれがすでにあとにした時代は、同盟の時代であった。それは勢力均衡の時代であった。それは、『各国が自分のことだけを考えるか、あるいはまた世界の平和を確保するために、または世界の力弱き地域を支配するために、他の一国または数国と同盟する』という時代、つまり同盟の時代であった。国際連盟の計画は、こういうもつれた関係を解きほぐすための大いなる過程にはかならないのである。」⁽²⁾

疑いもなく、ウィルソンにおける国際連盟——つまり集團安全保障体制——の発想は、同盟体制に対する否定にその源

をもつていたのである。だが、なぜかれは、同盟体制を嫌悪し、それを否定しようとしていたのか。

それは第一に、かれが、同盟体制のいわば道義性に疑惑をもつていたからであり、そして第二に、同盟体制のいわば有効性に疑惑をもつていたからであるといえるだろう。そこで次に、まず、この第一の理由がなんであったかを検討してみたいと思う。

同盟体制の道義性に対するウィルソンの疑いは、同盟体制がかれの政治哲学であるリベラル・デモクラシーのなかでとらえられていたからなのだ⁽³⁾と推察することができる。一般に、リベラル・デモクラシーは、個人の自由の保護と、被治者の同意にもとづく統治とに、価値をおく政治哲学であるといえるが、⁽⁴⁾かれのイメージのなかで、同盟体制は、そのリベラル・デモクラシーの原則に反する体制としてとらえられていたのである。

じつさいヨーロッパ国際社会の成立以来、同盟体制——しばしば勢力均衡という名で呼ばれることが多かったのだが——は、リベラル・デモクラシーの原則に反するような醜い記録を、その歴史にしるしてきた。たとえば、一七七二年から一七九五年にかけての三度にわたるポーランド分割の歴史がそれである。プロシアとロシアとオーストリアの君主たちは、中欧の「力の均衡」をはかるといふ名目のもとに、アウグスト三世なきあとのポーランドを、三度にわたって分割しあい、独立国家としてのポーランドを消滅せしめるにいたつていたのである。⁽⁵⁾あるいはまた、オーストリア・ハンガリー帝国内の少数民族抑圧の例がそれである。そこでは、マジヤール民族やスロヴァク民族たちは、ヨーロッパの「力の均衡」を守るといふ名目のもとに、民族としての自決を認められず、長いあいだ、被抑圧民族としての辛酸もなめなくてはならなかったのである。⁽⁶⁾

このように、「力の均衡」の原理に支えられた同盟体制は、被治者の同意を無視し、個人の自由を剝奪するような記録を、その歴史に残していた。そして、それは、ジョン・ハーツ (John Herz) をはじめ、多くの学者が指摘するところでもある。⁽⁷⁾

たとえばJ・ハーツはこういう。

「勢力均衡システムは、ときにある国の独立を保持したり、これまで存在していた単位よりも自由主義的な国家の統一をつくるのを支援したりすることもあったが、しかし、それはまた、反動的な権力や体制の維持とか、ある民族を抑圧する国家の存続とかに、ひんばんに支援の手を与えていた。またときにそれは、一国の独立を剥奪することさえしていたのである。」⁽⁸⁾

そして、リベラル・デモクラシーをその政治哲学とする「歴史家」ウイルソンが、同盟体制がしるしたそうした歴史を、痛恨の心をもって読んでいたことは疑いがなからう。そしてこの点でかれは、十九世紀ヨーロッパのリベラルたちの心情と、軌をいつにするものをもっていたのである。たとえば、そのリベラルたちの心情は、ジョン・ブライト(John Bright)のつぎのようなコトバにあらわれている。「……勢力均衡の理論がこの国にもたらした苦痛を記録している書物を、つまびらかに調べるなどということは、とても人間性をもった人間にはできない相談です。勢力均衡を思い浮べると、わたしにはそれは、化物のような幻想——それは、百七十年ものあいだこの国であがめたてまつられていながら、この国に負債と税金を残し、数十万のイギリス人を犠牲にし、数百万の家庭を荒廃させてきたのです……。」⁽¹⁰⁾

じつさいウイルソンもまた、こうした心情の枠組のなかで、同盟体制をつぎのように、国民の前でえがいている。古い体制のもとでは「ひとにぎりの貴族たちが、人民に相談もせず人民の運命を決めることができたのであり、人民を、ヨーロッパちゅうを舞台にして戦われる野心のゲームのなかのあやつり人形か将棋の駒のように用いることができたのであります」⁽¹¹⁾と。

疑いもなく同盟体制は、その原理において、「力の均衡」の保持のために、個人の自由を奪い、被治者の同意を無視せざるをえない国際秩序維持の体制として、かれのイメージのなかでとらえられていたのである。

そしてさらに、そのかれのイメージのなかで同盟体制は、貴族たちのあいだで秘密裡にとりかわされる策略と陰謀を意

味し、無力な人民を取引し、軍国主義的な専制君主の野心のために人民を犠牲にする、あの秘密外交と結びついていた。同盟体制を、秘密外交と結びつけて考えるかれのイメージは、大戦の原因を語るつぎのようなコトバにあらわれている。かれはいう。この戦争の原因は「特定のなにかではなく、一般的ならゆるものにあつたのであります。ヨーロッパには、相互の疑念があり、それぞれの国が行おうとしていることに関する憶測のやりとりがあり、同盟と了解が織りなされ、陰謀と密偵の網の目がはりめぐらされ、そしてそれが今日、海のかなたの全人類社会を網の目のなにもつれこませることとなつたのであります。」⁽¹²⁾

「一般的ならゆるもの」、ウイルソンはそれを戦争の原因として、指摘しながら、みずからのイメージのなかにある、同盟体制と秘密外交との結びつきをえがいていた。そして、その「一般的ならゆるもの」に、つまり、これまで支配的であつた外交のシステムと外交のありかたを含めたものに大戦の原因があると指摘していたのである。そしてそれを、否定したところに、新しい時代の外交がはじまらなくてはならないと主張していたのである。じつにそれは、「旧外交」を否定した「新外交」の提唱ではあつた。⁽¹³⁾そして、かれの主張する「新外交」において、国際秩序維持の機能になうものが集団安全保障体制であつたことはいうまでもない。

こうして、ウイルソンのイメージのなかで、同盟体制は、同盟体制||リベラル・デモクラシーの無視(小国の権利の無視、民族自決の抑圧)||貴族たちの外交||秘密外交||旧外交、という一連のイメージによつてとらえられていた。それに対して、集団安全保障体制は、集団安全保障体制||リベラル・デモクラシーの確立(小国の権利の尊重・民族自決の優先)||人民の外交||公開外交||新外交、というイメージでえがかれていたのである。

このようにウイルソンは、同盟体制の非道義性に疑惑の目を向け、そうした視角から同盟体制を否定し、それにかわる新しい国際秩序維持の体制として、国際連盟、つまり集団安全保障体制の構築を唱導していたのである。

しかし、同盟体制に対するウイルソンの疑惑の目は、たんに同盟体制のもつ非道義性にばかり向けられていたのではな

い。かれはまた、同盟体制が、国際秩序維持の方式としてもつ有効性にもまた強い疑いの目を向けていたのである。

しかし、なぜウイルソンは、国際秩序維持の方式としての同盟体制の有効性に、強い疑いの目をむけていたのか。

すでにわたしたちは、ウイルソンが、戦争の原因を「一般的なあらゆるもの」に、つまり、「……同盟と了解……陰謀と密偵の網の目」といったものに求めていたことを知っている。すなわち、ウイルソンのイメージのなかで、戦争の原因はこれまで支配的であった外交のシステム、つまり同盟体制と、はなれがたく結びついていたのである。そして大戦の原因と同盟体制とを結びつけるそうした考えが、平和維持の体制としての同盟体制の有効性に対する抜きがたい不信感を、ウイルソンの心の中にうえつけていたのではなかったろうか。

一九一九年六月、パリ会議帰国まもなく、ウイルソンは、平和維持の体制としての同盟体制に対する不信感を、その非道義性という観点からではなく、むしろ、平和維持体制として破綻した体制なのだという視座から、みずからの戦争原因観を次のように上院で訴えている。

「なぜそれ（大戦が人民たちに強いた犠牲・註進藤）が強要されたのかは明かであった。それは、一国が支配を欲し、他の諸国が、それに抗するに、軍備と同盟という手段以外になすべきすべを知らなかったからなのであります。ヨーロッパのあらゆる取りきめの根底に、——いや、世界のあらゆるとりきめの根底に、戦争があつたのであります。そしてそのとりきめが戦争に先行してしたのであります。不安がる人民たちは、こう教えられていました。艦隊と軍隊とが、平和を意味するのだと。そして、その艦隊と軍隊を維持するために人民は、働かされていたのであります。しかし、かれらはいま次のようなことを知ったのです。それは、自分たちはだまされていたのであり、艦隊と軍隊は、国家の野心をおしすすめるために維持されてきたのであり、艦隊と軍隊は戦争を意味しているのである、ということでもあります。そしてかれらは、これまでの古い政策が、武力、武力、武力以外のなものでもないことを、つねにそれは武力であることを、今日、知っているのです。……真理を求める世界のあらゆる心と、あらゆる啓蒙された判断は、次のことを要請しております。

たとえ個々の行動のコストがどんなに高かろうと、すべての政府は、……国際政治の古い秩序を完全にぶちこわすべきである、ということ。……あらゆる勢力均衡にかくされて、いる恐怖をうちくくするために、人民が血を流しはてた、あの戦争は、たんに、武力の勝利や、あるいは新しい均衡で終つてはならないのであります。武力に訴えたあの怪物（＝勢力均衡
 註・進藤は、けつしてたち切られることのできない鎖に、つながれなければならないのであります。〔14〕
 じつさい、秩序維持の体制としての同盟体制は、第一次世界大戦の勃発によって、完全な破産をきたしていたかのよう
 に、多くの人々の目に映っていたのである。

しかし、それにしても、なぜ、同盟体制は、国際秩序維持の機能を有効に果しえないのだろうか。秩序維持の体制としての同盟体制の有効性に対するみずからの不信感を、ウイルソンは次のような論理で説明していたようである。

同盟体制は、国際秩序維持の体制として機能するために、「力の均衡」を原理としている。しかしまさにその「力の均衡」の原理によって、それは、はてしない軍備競争に向かわざるをえない。そしてそのために、同盟体制は、武力のわずかな優位に支えられた、じつに不安定な均衡にすぎなくなる。そしてそれは、いつかは戦争へ破綻せざるをえない、だからこそ、同盟体制という古い秩序維持方式は、永遠に終わらせられなくてはならないのである、と。

そうしたみずからの心情にひそむ論理を、ウイルソンは、大戦後まもなく、ロンドンのアメリカ大使館で開かれた「国際連盟推進連合 (The League of Nations Union)」にあてた信書のなかで、次のように述べる。

「古い秩序の中心にあつて、その特色をなしていたものは、『勢力均衡』と人々が呼びなれて、あの不安定なものなのである。すなわち、そこでは、均衡のはかりは一方かないし他方の側に投ぜられた剣によって決められ、その均衡は相競いあう利害の不安定な平衡によって決められ、その均衡は、通常は潜在してみえないがしかし、つねにそのなかに深く根をおろしている、あのしつと深い警戒心と、利害の対立とによって維持されていたのである。この戦争を戦った人々は、そうした種類のことをこんりんざい永久に終わらせようと決意した諸国から集まった人々なのである。〔15〕

これが、同盟体制の有効性に対してウイルソンがいだいていた不信感のそこにひそむ論理であった。

同盟体制が、国際秩序維持の方式として、有効に機能しえない方式であることは、モーゲンソー（H. J. Morgenthau）イニス・クロード・ジュニア（Inis Claude, Jr.）をはじめとする多くの国際政治学者たちが指摘するところである。⁽⁹⁾

じっさい、国際社会という「力の闘争」の場合では、各国は、力の均衡よりもむしろ力の優位を求めて動いている。各国は相手方の力を測ることが不可能であるために、そしてより多くの価値を確保したために、多かれ少かれ、力の優位にむかって動かざるをえないのである。かくして同盟は同盟を呼び、軍備は軍備を呼び、ふたつの同盟のあいだに、より多くの安全保障価値を求めて冷たい戦争が始まる。そしてそれは容易に熱戦に転化しうるのである。

だから、ウイルソンのイメージのなかで、同盟体制と集団安全保障体制とは次のようにもまたとらえられていたのだ。すなわち、同盟体制∥軍備競争∥不安定な均衡∥大戦の原因∥有効性をもたない秩序維持体制、これに対して、集団安全保障体制は、集団安全保障体制∥軍備のプール∥安定した均衡∥平和の原因∥有効な秩序維持体制、という形で、ある。こうして、その非道義性と非有効性という、ふたつの側面から同盟体制はとらえられ、ウイルソンの強い不信の対象となっていたのである。

しかし、それでは『ニュー・リパブリック』の編集者たちの場合は、どうであったのか。かれらは、同盟体制をどのように見ていたのか。

かれらもまた、ウイルソンと同じように同盟体制に対する不信感をもっていたことは疑いがなかった。しかしかれらの場合、その不信感とは、同盟体制のもつ、道義性に対する疑惑から生まれたものというよりもむしろ、その有効性に対する疑惑から生まれたという側面が強かったようである。

もっとも、『ニュー・リパブリック』の編集者たちが、同盟体制の非道義性に不信感をもっていたという側面もなくはなかったかもしれない。なぜなら、かれらもまた、ウイルソンと同じように、リベラル・デモクラシーをかれらの政治哲

学の中核としていたのだから。⁽¹⁷⁾

しかし、雑誌『ニュー・パブリック』と、当時かれらが書きちらしていたものを通して知るかぎり、かれらの同盟体制批判の行間のなから、直接、同盟体制の非道義性にふれたものを見つけたことはできない。

それでは、同盟体制の有効性に対するかれらの不信感とは、どのようなものであったのか。この点に関しては、かれらもまた、ウィルソンとほぼ同じようなイメージと論理の上に、かれらの不信感をきざぎざあげていたようである。

たとえば、同盟体制の原理である勢力均衡について、かれらは次のようにいう。

「世界の人々が、永続的な平和は、交渉によってではなく、命令によって確保することができると信じているかぎり、世界は、これまでつねにそうであったと同じような世界で、すなわち、左右にゆれうごく勢力均衡にもてあそばされる世界でありつづけるだろう。平和はその方法によっては、けっしてヨーロッパでは確保されることはなかったし、そしてこれからもないであろう。」⁽¹⁸⁾

つまり、かれらは、ウィルソンと同じようにこう考えていたのである。同盟体制は、「力の均衡」を原理としているが、しかし、それは、きわめて不安定なものである、だから、それによって平和は、けっして確保されえないし、これまでも確保されてきたことはなかった、と。

同盟体制に対するかれらの不信感の根底にある論理は、一九一九年一月十一日の論説で、より明確にとかれている。そのなかでかれは、フランスの『ル・ターム (Le Temps)』誌の主張する安全保障政策を批判して、歴史的な事例をひきながら、次のように同盟体制を批判する。

「力の優位をみずからの手に保持するために戦争の四大勝利国のあいだで結ばれる同盟を、ヨーロッパの将来の組織に確実さを与える方法だなどとまじめに論ずることができようか。貴誌(雑誌『ル・ターム』のこと・註進藤)が提案する同盟は、戦前のヨーロッパ諸国に統一と分裂とを与えていた同盟と、実体と目的の点でどれほど異なっているとい

うのか。この種の同盟が結ばれたとしてもそれは、世界の平和に確實さと安全を与えるどころか、ただそれが、機能しえず、消滅する、頼ることのできないものであることがくりかえしわかるだけなのだ。」

そしてかれらは、三国同盟の歴史的例子を引用している。「いうまでもなく、その完全な例は、ドイツがフランスに勝利した結果手にしたヨーロッパの支配的な地位を、ドイツが確保するために、ビスマルクが組織した三国同盟である。その三国同盟という平和維持のための同盟は、長年のあいだ国際的保障という崇高な基準にたえていきのびていた。まるで、同盟体制は平和を確保するという仮説が実証された例でもあるかのように。そしてもしそれが、見かけどおり、統一しつづけ、安定しつづけていたなら、それは、フランス、ロシア、イギリスに対してさえ、無敵なものであったろう。しかし、そうした同盟は不安定なものである。……これまで、すべての同盟は、短期間しか作用しえなかつた。なぜなら、すでにわたしどもが指摘しているように、たんなる利益の複合体に安定はないからである。」

そしてかれらは、次のように結論する。「しかし、（連盟のような）諸国家のあいだに目的の共同体を組織しようとする試みのなかには、たとえ仮説的なものであれ、安定の機会が、少くとも存在するのである。」⁽¹⁹⁾

明らかに、編集者たちは、同盟体制を、秩序維持の機能をはたしえない本質的に不安定な体制としてとらえ、そして、そうした観点から国際連盟、つまり集團安全保障体制の構築を唱導していたのである。

だから、かれらが、かれらの標榜する国際連盟が「いつわりの名前をもった古い帝国主義的同盟」となることを、とりわけ危惧していたとしてもおかしくはない。早くも一九一五年三月二十日の論説のなかで、編集者たちは、連盟が、英・仏・露三ヶ国を中核とした「いつわりの連盟」になることを恐れてつぎのようにいう。「もしそういったものができるとしたらそれは、デルカッセ氏とエドワード王が『ドイツを閉じ込める』ために作ったと非難されたあの同盟の、名前をかえただけのものにすぎないと、好意的なドイツ人たちがでさえいふことだろう。それは、勝利の果実を勝利者たちが手に入れたことを確実にしめるための同盟にすぎないのである。古い武装された要塞に新しい平和主義的な装いをこらした

として、それはただ成功の罪を、偽善によって重くするだけの効果しかないのである。ドイツは、このような連盟には参加しないだろう。そしてあらゆる種類の取り引きと陰謀によって、ロシアをそこから引き離そうとするだろう。そして再び、あのおなじみの、勢力均衡のゲームが、始まるので、ある。²⁰⁾

しかし、『ニュー・リパブリック』の編集者たちが、ウィルソンと同じように、同盟体制の非有効性に対する不信感をもっていたにしても、その非有効性という視座からする両者の同盟体制批判を読みくらべていくと、両者のあいだには、微妙なちがひがあることに気づく。

それは、『ニュー・リパブリック』の編集者たちの場合、国際秩序維持の体制としての同盟体制の非有効性を批判しながらも、なお、イギリスとの協調を——ときに同盟をも——主張していたのに、ウィルソンの場合、そうした特定の国家との協調なり同盟なりは、いっさいふれられていなかったというちがひである。

いったいなぜ、編集者たちは、同盟体制の非有効性をきびしく批判しながら、イギリスとの協調をいていたのだろうか。またかれらの心情のなかで、同盟体制（とそして同盟政策と）に対する不信感と、イギリスとの協調（ないし同盟）の主張とは、矛盾するものではなかったのか。

すでに、第一章第二節で、かれらが、イギリスとの協調を主張したのは、次のような理由によるものであったことを知っている。すなわち、かれらのイメージのなかで、イギリスは「平和的」な国家であるというイメージがあったのであり、またイギリスとアメリカとは「利益や伝統」を共有しているのだという一般的な認識が、かれらにあったのであり、しかもその上、さらに、戦略論のレヴェルで、とりわけ西半球の防衛に関して、アメリカはイギリスとの協調をえなければならぬいやむをえざる必要があるとかれらが考えていたのである。そしてそのためにかれらは、イギリスとの協調を主張していたのである。

たとえば、この第三の点に関して、引用の緑り直しをいとわなければ、かれらはこういつていたのである。⁽²¹⁾

「もし合衆国が、アメリカ大陸をヨーロッパの列強から守ることを真に望むなら」どの国と了解をとりつけるべきか？それは「海の女王とである。もしドイツと協定を結ぶなら、たとえそれが、他の観点から可能であり、かつ望ましいものであったにしても、それはイギリスの敵意をまねき、海の支配をイギリスと争うことのできるような、大海軍をつくらなければならなくなるだろう。……しかしイギリスと協定を結ぶなら、合衆国は、その軍備を、穏当な範囲にとどめておくことができるし、同時に、パン・アメリカン体制に、可能なかぎり最大の安全を与えることができるだろう。」⁽²²⁾

しかし、それにしても、かれらは、なぜ、同盟体制の非有効性を論難しながら、イギリスとの協調を、たとえそれが正式の同盟ではなかったにせよ、それほどまで一貫して主張しつづけていたのか。

この問いに対する答えもまた部分的に、われわれがすでに検討したところから、ひきだすことができる。

すなわち、かれらは、同盟体制を否定したところに集團安全保障体制をうちたてるべきであると主張していたのではあるが、しかし、そのさいかれらは、その集團安全保障体制の基礎に、イギリスとの協調をおくべきであると構想していたのである。つまりかれらの構想のなかでは、集團安全保障体制とイギリスとの協調は相排斥しあうものではなかったのである。

第一章でみたように、そうした構想を、かれらはすでに一九一九年当時からいっていた。そしてそれは、その四年後のヴェルサイユの紫煙のなかで、リップマンが、みずからもたばこをくゆらせながらしたためた、『政治の舞台』のなかでも、またくりかえし主張されているのである。かれは、アメリカに開かれたいくつかの道を検討したあとで、海洋權力を基軸とする英米協調を、新しく誕生する国際機構の中核にすべきであると次のようにいう。

「(アメリカに) 残された唯一の道とはこうである。それは、英米海洋權力(Anglo-American Sea Power)を、世界中の中核にし、全世界にその利用を保障し、それを、ただ、全諸国家の安全保障のためだけ用いるよう、われわれを拘束することである。これこそ、連盟がなそうとしていることである。力の事実上の所有は、イギリスとアメリカの手にゆだね

られるが、しかし、その利用は、(連盟) 規約に規定される。これによってわれわれは、競争と同盟の危険を避け、しかも、連盟が崩壊の危機にひんした場合にそなえて必要な戦力を保持しつづけるのである。英米海洋権力は、中立の廃棄によって強化され、そして、国際事象の究極の保持者となるだろう。それは、われわれが手にしようとする自由が、最後の確保される、力なのである。」⁽²³⁾

同盟体制の否定と、英米協調とを結びつけるかれらの論理と構想は明らかであろう。しかし、だからといってわたしたちは、かれらが同盟体制の非有効性を弾劾しつづけていたと、いう事実を見うしなうべきではないし、まただからといってかれらが、これまでと同じような同盟を、アングロ・アメリカン・アンタンの将来に求めようとしていたと考えてはならない。かれらは、同盟政策と同盟体制が、一時的で東の間の平和しか与えない、不完全な秩序維持の方法にしかすぎないことを、そしてそうした方法にはけつしてたよるべきでないということを、くりかえし説きつづけていたのであるから。英米協調を国際連盟の中核にすべきであると主張した、『政治の舞台』のそのくだりのすぐ前の段落で、リップマンは次のように警告している。

「……強硬な外交政策の基礎として、イギリスとの永続的な同盟を期待し、アメリカとイギリスが一時的に世界の運命を支配しているのだから、当然、その支配を続け、そしてわれわれはそれから利益をうべきである、とこう主張している人々がいることを知っている。だが、これは、帝国主義的な同盟政策である。それは、ワシントンがわが国に入ってはならないと警告したあのもつれこみ (Entanglements) へとただちにつながるものである。二国間ないし三国間の、たんなる攻撃的防衛的同盟は、それぞれの当事国が他の同盟国の野心と誤りを支援しなくてはならないことを、事実上、意味する。それは、それぞれの同盟国のもつとも貧欲な欲望をそそり、そして同盟外の国の嫉妬と、ついで敵意とを、われわれにむけて、そそりださせることになるだろう。そして世界の大半が騒ぎ始めるだろう。なぜなら、たとえ、その同盟の現在の目的がどんなに理想主義的なものであろうとも、かれらは、列強の利己的な結びつきを、いつまでも信頼しつづけることは

ないだろうから。同盟は、一時的なものでしかない。なぜなら、世界にはあまりに多くの破壊的なエネルギーがあって、同盟がそれに長いあいだ耐えつづけることは、けっしてできないのだから」⁽²⁴⁾

かれらは、英米協調が、これまでのような形での、たんなる「攻撃的防衛的同盟」とはまったく別の種類のものであることを強調し、英米協調がそうした同盟に墮することを、強くいましめていたのである。

たしかに、『ニュー・リパブリック』の、編集者たちの場合、イギリスとの協調が主張されているのに反して、ウィルソンの場合、そのことについていっさいふれられていなかった。しかし、たとえ、そうしたちがいはあったにせよ、かれらもまた、同盟体制の非有効性に関して、ウィルソンと同じようなイメージをもっていたことは明らかなのである。すなわち、同盟体制は、勢力均衡をその原理として機能するがゆえに、それがもたらす平和は、きわめて不安定な平和にしかすぎないという、共通のイメージである。そして、その同盟体制を否定したところに、集団安全保障体制がうちたてられなくてはならないと考えていたのである。

だから、リップマンが一九一八年一月、インクワイアリーの一員として戦後の国際秩序を構築するさいの「動かすことのできない」客観条件として、次のような所見をウィルソンに与えていたのは、まさに、そうした視角から、同盟体制をみていたことをあらわし、そして両者が、同じ心情をいだきつづけていたことを、象徴するものであった。

「世界の一般大衆の心のなかにあるほとんど一致した感情は、旧外交が破綻し、武装平和の体制が回復されてはならないという感情である」⁽²⁵⁾

こうして、ウィルソンと、『ニュー・リパブリック』の編集者たちは、それぞれ、ニュアンスを異にしながらも、同盟体制に対する共通の不信感をいだき、そして、そのかれらの心情が、集団安全保障体制を生みださせる、共通のモメントとなっていたのである。

しかし、集団安全保障体制という国際秩序維持のための新しい方式が生みだされるためには、たんに、既存の国際秩序

維持の方式に対する不信感というネガティブなモメントだけでは不十分であつたらう。なぜなら、ひとつの新しい秩序維持の方式が生みだされるためには、ネガティブなモメントばかりでなく、よりポジティブなモメントもまたなければならぬのであるから。そして、それを『ニュー・リパブリック』の編集者たちも、ウッドロー・ウィルソンも、ともに所有していたのである。⁽²⁶⁾_(26の2)

ではそのポジティブなモメントとはなんであつたのか。

それは、国際関係の原理として、^{イデオロギカル・ナショナリズム}国際主義の立場をとるべきであるという、共通の論理であつた。そこで、両者が共有していたその共通の論理がなんであつたかを、次節でみていくことにしたいと思う。

(1) 以下の分類と定義は、アーノルド・ウォルフナーズ (Arnold Wolfers) によるものが大きい。コッホレーシヨニスト・ホリマーが、ウォルフナーズの論文で引用。Arnold Wolfers, *Disorder and Collaboration*, Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1962, pp. 181~204.

なお、同盟と集団安全保障を考へるうえでは、次の書が参考になる。

Inis L. Claude, Jr., *Forcer and International Relations*, New York: Random House, 1962; Roland Stromberg, *Collective Security and American Foreign Policy*, New York, 1963; Kenneth W. Thompson, *Political Realism and the Crisis of World Politics*, Princeton: Princeton Univ. Press, 1960; Kenneth Waltz, *Man, The State, and War*, New York: Columbia Univ. Press, 1959; F. H. Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace*, London: Cambridge Univ. Press, 1962; John Herz, *Political Realism and Political Idealism*, Chicago: Univ. of Chicago Press, 1951; C. B. Marshall, "Collective Security and Insecurity", *Proceedings of American Society of International Law*, 1969, W. F. Hanrieder, "International Organizations and International Systems", *International Law and Organization*, ed. by R. A. Falk and Hanrieder, New York: Lippincott, 1968; Ernest B. Haas, "Collective Security and the Future of the International System", *The Future of the International Legal Order*, Vol. 1, ed. by R. A. Falk and Cyril E. Black, Princeton: Princeton Univ. Press, 1969.

(2) もっとも、集団安全保障政策をとりなす国の場合は除外される。

- (3) I. L. Claude, op. cit., pp. 20~25.
- (4) 一般に、集團安全保障体制はしかし、次のふたつに分類できる。すなわち、世界のすべての国家の参加を意図した一般集團安全保障体制と、地理的に隣接する国家が提携する地域的集團安全保障体制がそれである。前者の例は、国際連合であり、後者の例は全米相互援助条約機構である。しかし、本質的に集團安全保障の範疇に入られるべきでないものが、しばしば、この「地域的集團安全保障」として、「集團安全保障」の一種であるかのような誤解を与えている例がある。たとえば、北大西洋条約機構、ワルシャワ条約機構がそれである。これらは本来、集團防衛の範疇に入れらるべきものであることは、多くの論者の指摘をまつまでもない。次書を参照。田畑茂二部『国際法講義(下)』有信堂、39~57ページ参照。
- 第一節
- (1) P.P. II, i, p.109ff. May 16, 1914. (P.P. II, i, は次書の略である。以下同様である。Ray Stannard Baker and William E. Dodd, ed., *The Public Papers of Woodrow Wilson, The New Democracy*, Vol. 1, New York: Harper & Brothers Publishers, 1926.
- (2) P.P. III, ii, p. 309, Sept. 20, 1919. (P.P. III, ii, は次書の略。以下同様。R. S. Baker and Dodd, W. E. ed., *The Public Papers of Woodrow Wilson, War and Peace*, Vol. 2, New York: Harpers & Brothers Publishers, 1927.
- (3) ウィルソンの政治思想については次論文参照。拙稿「ウィルソンの外交政策、その淵源と展開」(一)、『法学論叢』(京大)第八十巻第一号、一九六六年十一月。
- (4) 次書参照。G.Sartori, *Democratic Theory*, Detroit: Wayne State Univ. Press, 1962. p. 351ff.
- (5) 梅田良忠編『東政史』山川出版社、279~283ページ参照。
- (6) 同右、第二編第一章、参照。
- (7) J. Herz, op. cit., p. 212ff. H. J. Morgenthau, *Politics Among Nations*, (4th ed.), New York: Knopf, 1967, pp. 125~168.
- (8) Herz, op. cit. p. 212.
- (9) 歴史家としてウィルソンを規定することはおかしくない。じつぎふかれは、当時のすぐれた歴史家のひとりとしてすでに一家をなしていったのだらう。
- (10) Speech by John Bright of Oct. 29, 1858, in Trevelyan, *The Life of John Bright*, London, 1913, p. 373ff.
- (11) P.P. III, ii, p.328, Sep. 22, 1919. Claude, op. cit., pp.85-86.

- (12) P.P. II, ii, p. 381, Oct. 26, 1916.
- (13) 「田外交」・「新外交」のロマンの意味について、次書参照。 Arno J. Mayer, *The Political Origins of the New Diplomacy, 1917-1918*, New Haven: Yale Univ. Press, 1959. John C. Farrell, *Isaxes and Conflict*, Kansas City: Univ. of Kansas Press, 1963, pp. 193~206.
- (14) P.P. III, i, pp. 547~548, July 10, 1919. 強調点、進藤。
- (15) P.P. III, i, p. 343, Dec. 28, 1918.
- (16) I. Clande, Jr., op. cit., p. 31, H.J. Morgenthau, op. cit., p. 210. 強調点、進藤。
- (17) からのインテロキータについて、次書が述べられている。 Charles Forcey, *The Crossroads of Liberalism: Crady, Weyl, Lippman, and the Progressive Era*, New York: Oxford Univ. Press, 1961. Christopher Lasch, *The New Radicalism in America, 1889~1963*, New York: Knopf, 1965.
- (18) "America Speaks", N.R. Vol.11, No. 117, pp. 340~341. Jan. 27, 1917. (N.R. は *The New Republic* の略称)。(以下同。)
- (19) "Hypothesis vs. Certainties in International Politics", N.R. Vol. 17, No.219, pp. 296~297. Jan 11, 1919. 強調点、進藤。
- (20) "A League of Peace", N.R. Vol. 2, No. 20 p.168, March 20, 1914. 強調点、進藤。
- (21) 拙稿『集団安全保障体制序説(一)』『法学論集』(鹿児島大学)第五卷第二号、一九七〇年一月。15~17ページ。
- (22) "An Alliance with Great Britain", N.R. Vol. 5, No. 55, pp. 56-57, March 20, 1915.
- (23) "The Political Scene" A Supplement to the Issue of Mar. 22nd 1919, p.9, N.R.18, No. 229.
- (24) "The Political Scene", p.9.
- (25) Ray Stanard Baker, *Woodrow Wilson and World Settlement*, Vol.3, London: William Heineman, 1922, p.30. 強調点、進藤。
- (26) なお、『ニュー・リズブリック』の編集者たちとウィルソンの同盟体制観のちがいは、両者の「戦争原因と戦争責任の論じかたのちがいをくくっているように思われる。あるいは、戦争原因観と戦争責任観のちがいが、両者の同盟体制観に影響を与えていたのかもしれない。そのちがいはこうである。
- ウィルソンの場合、第一次大戦の原因は、同盟体制の破綻に求められ、同盟体制のもつ本質的な不安定性が指摘されているのだ
が、特定の国家に、戦争責任は求められようとはされていない。そしてこのことは、逆に、同盟体制に加担したヨーロッパのあら

ゆるくに責任が帰せられるという、論理的結果をもたらしている。ウィルソンが、「特定のなにかではなく、一般的ならゆるも……が戦争をひきおこしたのであります」といったのは、まさに、この意味においてであった。

しかし、『ニュー・リパブリック』の編集者たちの場合、ウィルソンと同じように、戦争の原因として、同盟体制の破綻が指摘され、そして同盟体制のもつ本質的な不安定性が指摘されているにもかかわらず、かれらはさらに、そうした同盟体制の破綻もたらした、国家群のなから、イギリスを除去し、戦争の第一次的責任の対象から除外しているのである。そうした、かれらの戦争責任論と戦争原因観とは、すでに引用した、リップマンの『政治の舞台』のなかで、次のよう展開されている。

「……一九一四年に存在した国際関係は、プロシヤをその領袖とする軍事的帝國主義によつて、ほとんど完全に決定されていたのである。そして、われわれが、ホーヘンツォレルンとハプスブルグとサルタンとツァーの諸帝國が、一九一四年以前に存在したヨーロッパの法と秩序の基礎であつたという事実を習得するまでは、われわれは、それら諸帝國の崩壊の意味も、われわれ自身の勝利の結果も、理解できないであらう。それら諸帝國が、当時あつたような『平和』の基礎であり、そして通常の状態のなかで、人民がそれら諸帝國の苦痛を受けた、その『平和』の基礎であつた。」「Political Scene”, pp. 8-9.

(26の2) なお、勢力均衡ないし同盟体制のもつ限界と意味を考えるうえで有益な邦語の文献は次の二書である。関寛治『危機の認識』福村書店、一九六九年。46～59ページ。高坂正堯「近代ヨーロッパの勢力均衡」『法学論叢』第八八巻第一号、一九七〇年十二月。とりわけ関論文は、イニス・クロードの見解をとり入れながら、すぐれた分析を行っている。